

# 苅田港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成27年9月

苅田港港湾管理者

福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 9年 5月 第13回福岡県地方港湾審議会
- ・平成 9年 7月 港湾審議会第163回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成14年 7月 第15回福岡県地方港湾審議会
- ・平成15年11月 第17回福岡県地方港湾審議会
- ・平成16年 1月 第18回福岡県地方港湾審議会
- ・平成19年 7月 第22回福岡県地方港湾審議会
- ・平成22年 2月 第25回福岡県地方港湾審議会
- ・平成24年 5月 第27回福岡県地方港湾審議会
- ・平成26年 7月 第30回福岡県地方港湾審議会

の議を経た苅田港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

# 目

# 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1. 木材取扱施設計画	2
港湾の環境の整備及び保全	3
1. 廃棄物処理計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1. 土地造成計画	4
2. 土地利用計画	4

## 変更理由

松山地区において木材の荷役形態の変化に伴い、木材取扱施設計画を変更する。

松山地区において浚渫土砂の処分用地を確保するため廃棄物処理計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 木材取扱施設計画

#### 1-1 松山地区

木材の荷役形態の変化に伴い、既定計画にて廃止となっているドルフィン1バースを含め以下の施設を廃止する。

既設	
水深 10m	ドルフィン1バース
物揚場 水深 2m	延長100m

## 港湾の環境の整備及び保全

### 1 廃棄物処理計画

港湾において発生の見込まれる浚渫土砂 430 万 m<sup>3</sup> を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり計画する。

松山地区 海面処分用地 49ha [既定計画の変更計画]

なお、これに伴い、松山防波堤 440m、防波堤（松山） 252m 及び北防波堤 577m を廃止する。

#### 既定計画

浚渫土砂、産業廃棄物・一般廃棄物等 340 万 m<sup>3</sup> を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物処理について次のとおり計画する。

松山地区 海面処分用地 36ha

なお、これに伴い、松山防波堤 440m、防波堤（松山） 252m 及び北防波堤 307m を廃止する。

## 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり変更する。

### 1 土地造成計画

単位: ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	海面処分 用地	計
	松山地区						( 49 ) 49

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

### 2 土地利用計画

単位: ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	海面処分 用地	計
	松山地区	( 10 ) 10		( 131 ) 131	( 11 ) 11		( 49 ) 49

注1) ( ) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。